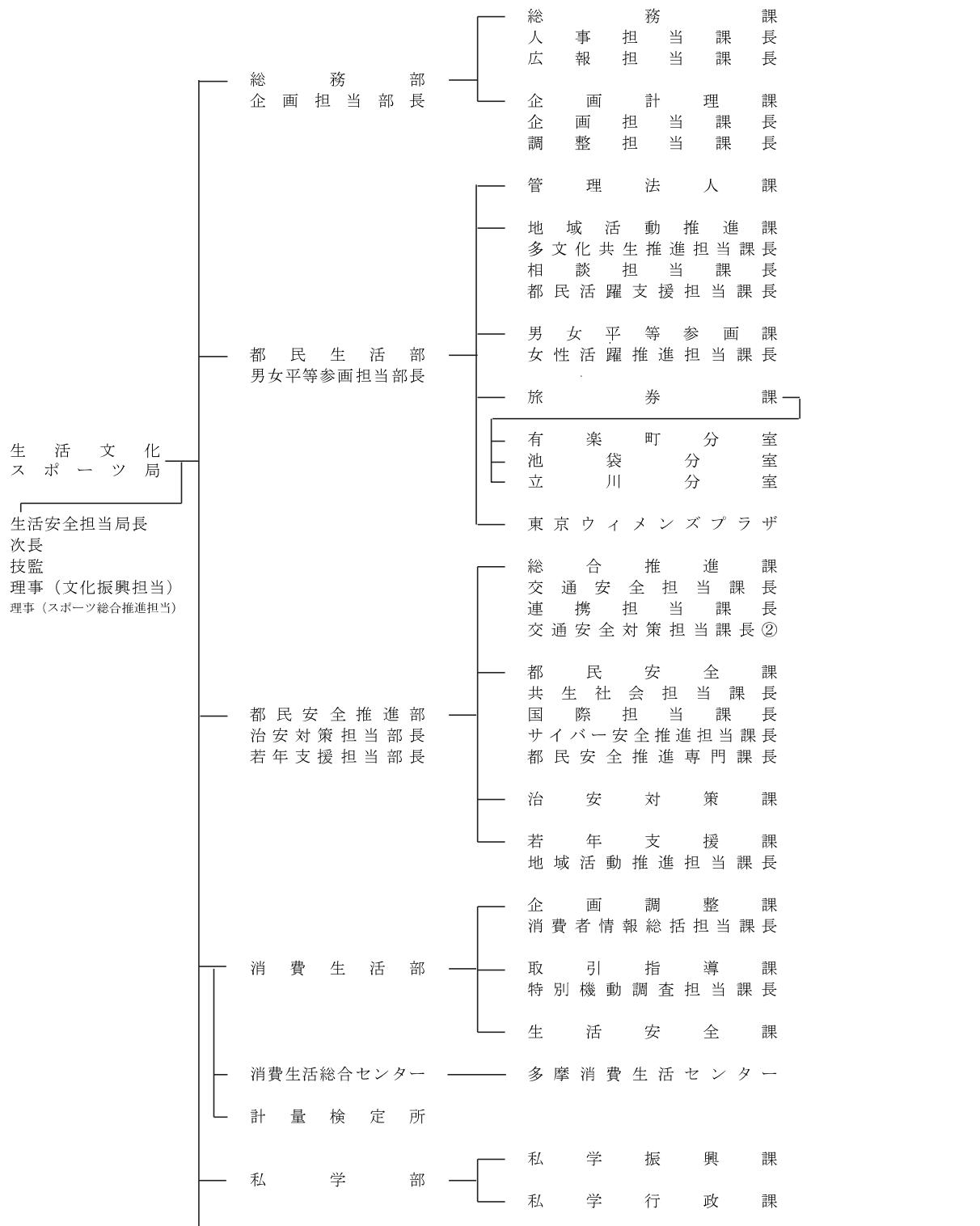
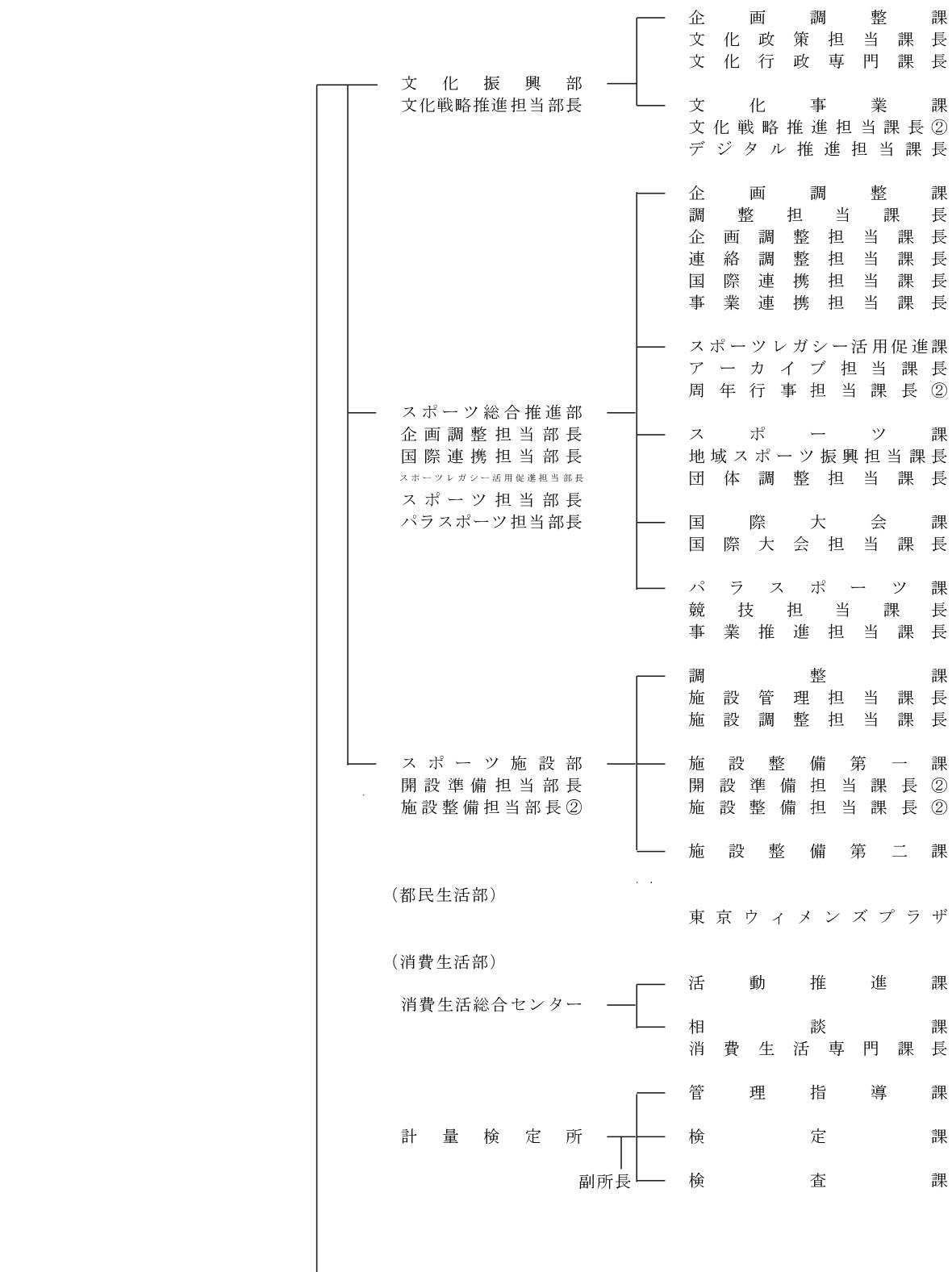


組織・定数

1 生活文化スポーツ局機構図

(令和4年4月1日現在)





2 課別分掌事務

| 部 | 課 | 分掌事務 |
|-------|---------|---|
| 総務部 | 総務課 | <ul style="list-style-type: none"> 1 局の組織及び定数に関すること。 2 局所属職員の人事及び給与に関すること。 3 局所属職員の福利厚生に関すること。 4 局事務事業に関する法規の調査及び解釈に関すること。 5 局の公文書類の収受、配布、発送、編集及び保存に関すること。 6 局の情報公開に係る連絡調整等に関すること。 7 局の個人情報保護に係る連絡調整等に関すること。 8 局事務事業の管理改善に関すること。 9 局の契約に関すること。 10 局の財産及び物品の管理に関すること。 11 局事務事業の広報及び広聴に関すること。 12 局事務事業の情報化施策の企画、調整及び推進に関すること。 13 文化施設の管理に関すること(他の部に属するものを除く。)。 14 局内の他の部及び課に属しないこと。 |
| | 企画計理課 | <ul style="list-style-type: none"> 1 局事務事業の企画及び調整に関すること。 2 局の予算、決算及び会計(他の課に属するものを除く。)に関すること。 3 局事務事業の進行管理に関すること。 4 局事務事業に係る基礎的調査研究に関すること。 5 局事務事業の行政評価の実施に関すること。 6 局長の特命に関すること。 |
| 都民生活部 | 管理法人課 | <ul style="list-style-type: none"> 1 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に関すること。 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律に基づく移行法人の監督に関する事(公益目的支出計画の履行の確保の範囲内に限る。)。 3 東京都公益認定等審議会に関する事。 4 公益信託ニ関スル法律の施行に関する事。 5 宗教法人法の施行に関する事。 6 特定非営利活動促進法の施行に関する事。 7 部内他の課に属しないこと。 |
| | 地域活動推進課 | <ul style="list-style-type: none"> 1 地域活動等の推進に係る総合的な企画及び調整に関する事。 2 多文化共生施策に係る企画、調整及び推進に関する事。 3 都政及び都民生活に係る相談に関する事(他の局及び部に属するものを除く。)。 4 外国語による相談に関する事。 |

| 部 | 課 | 分掌事務 |
|---------|------------------------------------|--|
| 都民生活部 | 男女平等参画課 | <p>1 男女平等参画施策に係る総合的な企画、調整及び推進に関すること。</p> <p>2 東京都男女平等参画審議会に関すること。</p> <p>3 男女平等参画に関する調査及び普及啓発に関すること。</p> <p>4 配偶者等における暴力問題対策に関すること。</p> <p>5 男女平等参画に係る国、区市町村その他関係機関との連絡に関すること。</p> <p>6 東京ウィメンズプラザに関すること。</p> |
| | 旅券課 (有楽町分室) (池袋分室) (立川分室) | <p>1 海外渡航の相談に関すること。</p> <p>2 旅券に関すること。</p> |
| | 東京ウィメンズ プラザ | <p>1 プラザの施設の提供に関すること。</p> <p>2 男女平等の推進に関する資料及び図書の収集、保管及び利用に関すること。</p> <p>3 男女平等の推進に関する相談に関すること。</p> <p>4 男女平等の推進に関する講演会、講習会等の主催並びに男女平等の推進にかかる団体及び個人の相互交流の促進に関すること。</p> <p>5 その他目的を達成するために必要な事業</p> |
| 都民安全推進部 | 総合推進課 | <p>1 部所管事業に係る総合的な企画、調整及び推進に関すること。</p> <p>2 交通安全に係る総合的施策の調査、企画、立案及び関係機関との連絡調整に関すること。</p> <p>3 交通安全計画の策定及び推進に関すること。</p> <p>4 東京都交通安全対策会議に関すること。</p> <p>5 首都交通対策協議会に関すること。</p> <p>6 自動車運転代行業の認定等に係る同意及び監督に関すること。</p> <p>7 交通事故相談に関すること。</p> <p>8 その他交通安全対策の推進に関すること。</p> <p>9 部内他の課に属しないこと。</p> |
| | 都民安全課 | <p>1 都民の安全安心に係る総合的施策の調査、企画、立案及び関係機関との連絡調整に関すること。</p> <p>2 再犯防止計画に関すること。</p> <p>3 外国人共生・滞在支援に関すること。</p> <p>4 サイバー空間上の安全対策の推進に関すること。</p> <p>5 東京都安全安心まちづくり条例の施行に関すること。</p> |

| 部 | 課 | 分掌事務 |
|---------|-------|---|
| 都民安全推進部 | 治安対策課 | <p>1 治安に係る総合的施策の調査、企画、立案及び関係機関との連絡調整に関すること。</p> <p>2 治安対策の推進に関すること。</p> |
| | 若年支援課 | <p>1 子供・若者の支援に係る総合的施策の調査、企画、立案及び関係機関との連絡調整に関すること。</p> <p>2 東京都青少年問題協議会及び東京都青少年健全育成審議会に関すること。</p> <p>3 子供・若者支援の推進並びに子供・若者支援関係団体及び関係業界の指導及び連絡に関すること。</p> |
| 消費生活部 | 企画調整課 | <p>1 消費生活行政の総合的な企画、調整及び推進に関すること。</p> <p>2 東京都消費生活対策審議会に関すること。</p> <p>3 消費生活情報の収集、管理及び提供に関すること。</p> <p>4 国、他道府県及び区市町村の消費者行政との連絡調整に関すること（他の部及び課に属するものを除く。）。</p> <p>5 消費生活行政における調査分析に関すること。</p> <p>6 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律の施行に関すること。</p> <p>7 国民生活安定緊急措置法の施行に関すること。</p> <p>8 消費生活総合センターに関すること。</p> <p>9 計量検定所に関すること。</p> <p>10 部内他の課に属しないこと。</p> |
| | 取引指導課 | <p>1 不適正取引の防止対策に関すること。</p> <p>2 割賦販売法の施行に関すること。</p> <p>3 特定商取引に関する法律の施行に関すること。</p> <p>4 消費者安全法（財産被害に関することに限る。）の施行に関すること。</p> <p>5 ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律の施行に関すること。</p> <p>6 商品及びサービスの表示の適正化に関すること。</p> <p>7 商品の包装の適正化に関すること。</p> <p>8 不当景品類及び不当表示防止法の施行に関すること。</p> <p>9 家庭用品品質表示法の施行に関すること。</p> <p>10 消費生活協同組合法の施行に関すること。</p> |

| 部 | 課 | 分掌事務 |
|-------|-------|--|
| 消費生活部 | 生活安全課 | 1 商品及びサービスの危害の防止に関すること。 2 消費生活用製品安全法の施行に関すること。 3 生活関連商品等の流通に関すること。 4 商品及びサービスのテストの実施に関すること。 5 消費者安全法(危害防止に関するに限る。)の施行に関すること。 6 公設小売市場に関すること。 7 公衆浴場施設の確保対策に関すること。 8 公衆浴場入浴料金に関すること。 9 公衆浴場の経営安定に関すること。 |
| 私 学 部 | 私学振興課 | 1 私立学校助成金に関すること。 2 育英資金に関すること。 3 部内他の課に属しないこと。 |
| | 私学行政課 | 1 学校法人の設立及び解散の認可、指導並びに監督に関すること。 2 私立学校(学校教育法に定める学校に限る。)の設置及び廃止の認可、指導並びに監督に関すること。 |
| 文化振興部 | 企画調整課 | 1 文化振興施策に係る総合的な企画、調整及び推進に関すること。 2 東京芸術文化評議会に関すること。 3 文化振興施策に係る国、区市町村その他関係機関との連絡調整に関すること。 4 文化振興に係る情報の収集及び提供に関すること。 5 都民の日に関すること。 6 東京都平和の日に関すること。 7 名誉都民に関すること。 8 文化振興に係る都民顕彰に関すること。 9 部内他の課に属しないこと。 |
| | 文化事業課 | 1 芸術文化の活動支援に関すること。 2 芸術創造活動の振興に関すること。 3 文化活動に係る施設開放の推進に関すること。 4 東京文化会館に関すること。 5 東京芸術劇場に関すること。 6 東京都江戸東京博物館に関すること。 7 東京都美術館に関すること。 8 東京都現代美術館に関すること。 9 東京都写真美術館に関すること。 10 東京都庭園美術館に関すること。 11 文化施設の管理及び調整に関すること。 |

| 部 | 課 | 分掌事務 |
|----------------------|-------------------|--|
| ス ポ ー ツ 総 合 推 進 部 | 企画調整課 | <p>1 スポーツ及びレクリエーション（以下「スポーツ等」という。）の施策に係る総合的な企画、調整及び推進に関すること。</p> <p>2 スポーツ等の施策に係る関係機関との連絡調整等に関すること</p> <p>3 部内他の課に属しないこと。</p> |
| | スポーツレガシー 活用促進課 | 1 スポーツレガシーの活用促進に関すること。 |
| | ス ポ ー ツ 課 | <p>1 スポーツ等の施策の推進に関する事（他の課に属するものを除く。）。</p> <p>2 スポーツ等の総合的な指導に関する事（他の課に属するものを除く。）。</p> <p>3 スポーツ等に係る団体の育成に関する事（他の課に属するものを除く。）。</p> <p>4 競技力向上に係る施策に関する事（他の課に属するものを除く。）。</p> <p>5 スポーツ等に係る国際交流事業に関する事。</p> <p>6 第77回国民体育大会関東ブロック大会の開催準備に関する事。</p> |
| | 国際大会課 | <p>1 国際競技大会に関する事（他の課に属するものを除く。）。</p> <p>2 マラソン祭り等に関する事。</p> <p>3 自転車競技関連事業に関する事。</p> |
| | パラスポーツ課 | <p>1 障害者のスポーツ等の施策の推進に関する事（他の課に属するものを除く。）。</p> <p>2 障害者のスポーツ等の総合的な指導に関する事。</p> <p>3 障害者のスポーツ等に係る団体の育成に関する事。</p> <p>4 障害者のスポーツの競技力向上に係る施策に関する事。</p> |
| | 調 整 課 | <p>1 スポーツ施設の管理に関する事（他の局に属するものを除く。）。</p> <p>2 部内他の課に属しないこと。</p> |
| ス ポ ー ツ 施 設 部 | 施設整備第一課 | 1 新規恒久施設等の整備及び開設準備に関する事（他の局に属するものを除く。）。 |
| | 施設整備第二課 | 1 スポーツ施設の整備及び改修に関する事（他の局及び課に属するものを除く。）。 |

| 部 | 課 | 分掌事務 |
|------------|-------|---|
| 消費生活総合センター | 活動推進課 | 1 センター所属職員の人事、給与及び福利厚生並びに文書に関すること。 2 センターの予算、決算及び会計に関すること。 3 区市町村の消費生活行政に対する支援及び協力に関すること。 4 センターの事務事業の調整及び推進に関すること。 5 消費生活に係る情報の収集、提供及び管理に関すること（他の課に属するものを除く。）。 6 消費者教育の推進に関すること。 7 消費者問題等に関する市民活動団体との協働及び自主的活動の支援に関すること。 8 東京都消費者被害救済委員会に関すること。 9 多摩消費生活センターに関すること。 10 センター内他の課に属しないこと。 |
| | 相談課 | 1 消費生活に係る相談情報システムの運用及び整備に関すること。 2 消費生活に係る相談処理に関すること。 3 消費生活に係る相談情報の収集、分析及び提供に関すること。 4 消費生活相談処理に伴う商品及びサービスのテスト並びに消費生活に係る技術情報の収集及び提供に関すること。 |
| 計量検定所 | 管理指導課 | 1 所所属職員の人事及び給与に関すること。 2 所の公文書類の收受、配布、発送、編集及び保存に関すること。 3 所の予算、決算及び会計に関すること。 4 計量行政の総合的な企画、調整及び推進に関すること。 5 計量思想の普及啓発に関すること。 6 土地、建物、工作物等の維持管理に関すること。 7 所内の取締りに関すること。 8 計量関係事業場等の指導に関すること。 9 計量器製造・修理・販売事業の届出及び適正計量管理事業所の指定に関すること。 10 指定製造事業者の指定に係る検査及び指定製造事業者の指導に関すること。 11 所内他課に属しないこと。 |
| | 検定課 | 1 タクシーメーター、質量計、温度計（体温計を含む。）、皮革面積計、密度浮ひよう、圧力計（血圧計を含む。）、酒精度浮ひよう、浮ひよう型比重計、積算体積計、量器用尺付タンク及び積算熱量計の検定に関すること。 2 装置検査用基準器、質量基準器、面積基準器及び体積基準器の検査に関すること。 3 長さ計、質量計（集合検査に係るもの除外。）、圧力計、体積計等並びに物質の長さ、質量及び体積の受託検査に関すること。 |

| 部 | 課 | 分掌事務 |
|-------|-----|---|
| 計量検定所 | 検査課 | <p>1 計量器の定期検査に関すること。</p> <p>2 計量器の計量証明検査に関すること。</p> <p>3 計量証明事業の登録及び指導に関すること。</p> <p>4 質量計(集合検査に係るものに限る。)及び騒音計の受託検査に関すること。</p> <p>5 指定定期検査機関に関すること。</p> <p>6 指定計量証明検査機関に関すること。</p> <p>7 計量及び計量器に係る立入検査等の措置に関すること。</p> |

3 課別職員定数表

(令和4年4月1日現在)

| 組 織 | | 定 数 | | | |
|---------|------------|---------|---------|-------|-------|
| 部 | 課 | | 事 務 | 技 術 | 技能・労務 |
| 総務部 | 総務課 | 34 (6) | 31 (6) | 3 (0) | |
| | 企画計理課 | 19 (4) | 19 (4) | | |
| | 計 | 53 (10) | 50 (10) | 3 (0) | 0 |
| 都民生活部 | 管理法人課 | 27 (2) | 27 (2) | | |
| | 地域活動推進課 | 19 (4) | 19 (4) | | |
| | 男女平等参画課 | 13 (3) | 13 (3) | | |
| | 旅券課 | 29 (4) | 29 (4) | | |
| | 東京ウィメンズプラザ | 9 (1) | 9 (1) | | |
| | 計 | 97 (14) | 97 (14) | 0 (0) | 0 |
| 都民安全推進部 | 総合推進課 | 16 (5) | 16 (5) | | |
| | 都民安全課 | 13 (5) | 13 (5) | | |
| | 治安対策課 | 3 (2) | 3 (2) | | |
| | 若年支援課 | 14 (3) | 14 (3) | | |
| | 計 | 46 (15) | 46 (15) | 0 (0) | 0 |
| 消費生活部 | 企画調整課 | 14 (3) | 14 (3) | | |
| | 取引指導課 | 18 (2) | 18 (2) | | |
| | 生活安全課 | 11 (1) | 6 (1) | 5 (0) | |
| | 計 | 43 (6) | 38 (6) | 5 (0) | 0 |
| 私学部 | 私学振興課 | 29 (2) | 29 (2) | | |
| | 私学行政課 | 18 (1) | 18 (1) | | |
| | 計 | 47 (3) | 47 (3) | 0 (0) | 0 |

| 組 織 | | 定 数 | | | |
|-----------------------|------------------------------|-----------|----------|--------|-------|
| 部 | 課 | | 事 務 | 技 術 | 技能・労務 |
| 文化振興部 | 企 画 調 整 課 | 15 (5) | 15 (5) | | |
| | 文 化 事 業 課 | 25 (5) | 25 (5) | | |
| | 計 | 40 (10) | 40 (10) | 0 (0) | 0 |
| ス ポ ー ツ 総 合 推 進 部 | 企 画 調 整 課 | 32 (9) | 32 (9) | | |
| | ス ポ ー ツ レ ガ シ 一 活 用 促 進 課 | 28 (5) | 27 (5) | 1 (0) | |
| | ス ポ ー ツ 課 | 22 (4) | 22 (4) | | |
| | 国 際 大 会 課 | 8 (2) | 8 (2) | | |
| | パ ラ ス ポ ー ツ 課 | 29 (4) | 29 (4) | | |
| | 計 | 119 (24) | 118 (24) | 1 (0) | 0 |
| ス ポ ー ツ 施 設 部 | 調 整 課 | 23 (4) | 23 (4) | | |
| | 施 設 整 備 第 一 課 | 38 (8) | 22 (4) | 16 (4) | |
| | 施 設 整 備 第 二 課 | 16 (1) | 3 (0) | 13 (1) | |
| | 計 | 77 (13) | 48 (8) | 29 (5) | 0 |
| 消 費 生 活 総 合 セン タ ー | 活 动 推 進 課 | 22 (2) | 22 (2) | | |
| | 相 談 課 | 13 (2) | 12 (2) | 1 (0) | |
| | 計 | 35 (4) | 34 (4) | 1 (0) | 0 |
| 計 量 檢 定 所 | 管 理 指 導 課 | 15 (2) | 10 (2) | 5 (0) | |
| | 検 定 課 | 27 (1) | 1 (0) | 26 (1) | |
| | 检 查 課 | 20 (1) | 1 (0) | 18 (1) | 1 |
| | 計 | 62 (4) | 12 (2) | 49 (2) | 1 |
| 合 计 | | 619 (103) | 530 (96) | 88 (7) | 1 |

※ () 内は管理職数で内数